

正 誤

埼玉県教育委員会規則第十二号（令和八年三月三十一日第七百六号）中訂正

ページ 行

三 後ろから二

誤

については

正

については、初任給基準表において別に定めるもののほか

ページ 行

四 前から九

誤

という。は

正

という。は、初任給基準表において別に定めるもののほか

ページ 別表第五イ中

六 備考二、三及び四

正

- 2 本表の適用を受ける教育職員の経験年数は、その者の該当する学歴免許等資格区分表の三の2又は3に掲げる学歴区分（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下この項において「基礎学歴」という。）を取得した時以後の経験年数からその基礎学歴の修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の修学年数との差の年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の一の5の区分に掲げる該当者については、六月をその経験年数に加えた年数とする。
- 3 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

誤

- 2 本表の適用を受ける教育職員の経験年数は、その者の該当する次表の基礎学歴欄に掲げる学歴の区分（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその者に適用される本表の学歴免許欄の区分に応じ、その基礎学歴欄に掲げる区分に対応する次表の調整年数欄に掲げる年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の一の1、2又は3の区分に掲げる該当者については一年を、同表の一の5の区分に掲げる該当者については六月を、それぞれその経験年数に加えた年数とする。

調整年数	学歴免許の区分		
	大学卒 (十六卒)	短大卒 (十四年)	高校卒 (十二年)
高校三卒	四年	二年	
高校二卒	五年	三年	一年

- 注 ()内の年数は、それぞれの学歴の修学年数を示す。
- 3 教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭二級普通免許状を授与された者を含む。）に適用される学歴免許等の区分は、「大学卒」の区分とする。
- 4 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

第三項 正 第四項 誤 七 ページ

備考 別表第五口中